

平成 21 年 5 月 21 日
消 防 庁

排煙設備に代えて用いることができる必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令（案）等に対する意見募集

消防庁は、「排煙設備に代えて用いることができる必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令（案）」等の内容について、平成 21 年 5 月 22 日から平成 21 年 6 月 22 日までの間、意見を募集します。

1 背景

平成 17 年度から平成 19 年度にわたって、学識経験者、建築関係者及び消防関係者からなる「消防活動支援性能のあり方検討会」（委員長 関沢愛東京大学大学院教授）において、加圧防排煙設備に係る事項に検討が進められてきたところです。

当該検討会において取りまとめられた「消防活動支援性能のあり方検討会報告書」においては、当該検討会において策定されたガイドラインの内容を踏まえ、消防法施行令（昭和 36 年政令第 37 号）第 29 条の 4 第 1 項の規定に基づく客観的検証法を定めることが必要とされており、今回の改正は、上記を踏まえ、加圧防排煙設備に係る設置・維持に関する技術上の基準を整備するために、2 に掲げる省令及び告示を定めるものです。

2 意見募集対象及び意見公募要領

○意見募集対象

- (1) 排煙設備に代えて用いることができる必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令
- (2) 加圧防排煙設備の設置及び維持に関する技術上の基準（消防庁告示）

○詳細については、別紙の意見募集要領をご覧ください。

3 意見募集の期限

平成 21 年 6 月 22 日（月）（必着）（郵便についても、募集期間内の必着とします。）

4 今後の予定

皆様からお寄せ頂いた御意見を検討した上で、当該省令等を公布する予定です。



（事務連絡先）総務省消防庁予防課

（担当：藤原補佐、荒川事務官）

TEL 03-5253-7523（直通）

FAX 03-5253-7533

意見募集要領

1 意見募集対象

- ・排煙設備に代えて用いることができる必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令
- ・加圧防排煙設備の設置及び維持に関する技術上の基準

2 資料入手方法

意見募集対象となる省令案等については、電子政府の総合窓口（e-Gov）（「パブリックコメント」欄（<http://search.e-gov.go.jp/servlet/Public>）に掲載するとともに、連絡先窓口において閲覧に供することとします。

3 意見の提出方法

意見書（別紙様式）に氏名及び住所（法人又は団体の場合は、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）並びに連絡先（電話番号又は電子メールアドレス）を明記の上、意見提出期限までに、次のいずれかの方法により提出してください。

御記入いただいた氏名及び住所（法人又は団体の場合は、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）並びに連絡先（電話番号又は電子メールアドレス）は、提出意見の内容に不明な点があった場合等の連絡・確認のために利用します。

なお、御意見を正確に把握する必要があるため、電話等によるご意見はご遠慮願います。

（１）電子メールを利用する場合

電子メールアドレス：k.arakawa@soumu.go.jp

総務省消防庁予防課あて

※メールに直接意見の内容を書き込むか、添付ファイル（ファイル形式はテキストファイル、マイクロソフトWordファイル又はジャストシステム社一太郎ファイル（他のファイル形式とする場合は、担当までお問合せください。））として提出してください。

なお、電子メールの受取可能最大容量は、５MBとなっていますので、それを超える場合は、ファイルを分割するなどした上で提出してください。

（２）郵送する場合

〒１００－８９２６ 東京都千代田区霞が関２－１－２

総務省消防庁予防課あて

別途、意見の内容を保存した磁気ディスクを添えて提出いただくようお願いする場合があります。その場合の磁気ディスクの条件等は、次のとおりです。

○磁気ディスク：３．５インチ、２HD

○フォーマット形式：１．４４MBのMS-DOSフォーマット

○ファイル形式：テキストファイル、マイクロソフトWordファイル又は
ジャストシステム社一太郎ファイル(他のファイル形式と
する場合は、担当までお問合せください。)

磁気ディスクには、提出者の氏名、提出日、ファイル名を記載したラベル
を貼付してください。なお、送付いただいた磁気ディスクについては、返却
できませんのであらかじめ御了承願います。

(3) FAXを利用する場合

FAX番号：03-5253-7533

総務省消防庁予防課あて

※担当に電話連絡後、送付してください。

なお、別途、電子データによる送付をお願いする場合があります。

4 意見提出期限

平成21年6月22日(月)(必着)(郵便についても、募集期間内の必着とし
ます。)

5 留意事項

意見が1000字を超える場合、その内容の要旨を添付してください。

提出されました意見は、電子政府の総合窓口[e-Gov]パブリックコメント・
意見募集案内(<http://www.e-gov.go.jp>)の「パブリックコメント欄」に掲載する
ほか、総務省消防庁予防課において配布します。

なお、意見を提出された方の氏名(法人等にあってはその名称)やその他属性に
関する情報を公表する場合があります(匿名希望、及び御意見も含めた全体につい
て非公表を希望する場合は、意見提出時にその旨お書き添え願います。)。また、
意見に対する個別の回答はいたしかねますので、あらかじめ御了承ください。

意見書

平成 年 月 日

総務省消防庁予防課 あて

郵便番号：〒
(ふりがな)
住所：
(ふりがな)
氏名(注1)：
電話番号：
電子メールアドレス：

排煙設備に代えて用いることができる必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令（案）等に関し、以下のとおり意見を提出いたします。

（以下に意見を記載する。別紙に記載する場合は「別紙に記載」と記載し、意見を記載した別紙を添付する。）

注1 法人又は団体にあつては、その名称及び代表者の氏名を記載することとする。
注2 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。別紙にはページ番号を記載すること。

平成 2 1 年 5 月
消 防 庁 予 防 課

1 制定理由

平成 17 年度から平成 19 年度にわたって、学識経験者、建築関係者及び消防関係者からなる「消防活動支援性能のあり方検討会」（委員長 関沢愛東京大学大学院教授）において、加圧防排煙設備に係る事項に検討が進められてきたところである。

当該検討会において取りまとめられた「消防活動支援性能のあり方検討会 報告書」においては、当該検討会において策定されたガイドラインの内容を踏まえ、消防法施行令（昭和 36 年政令第 37 号。以下「令」という。）第 29 条の 4 第 1 項の規定に基づく客観的検証法を定めることが必要とされている。

これを受けて、当該規定に基づき新たに省令及び告示を制定し、加圧防排煙設備に係る設置・維持に関する技術上の基準を定めることとする。

2 省令制定内容

- （１）次に適合する防火対象物又はその部分において排煙設備に代えて用いることができる必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等は、加圧防排煙設備とすること。

ア 消防法施行令別表第一（四）項又は（十三）項イに掲げる防火対象物（（十三）項イに掲げる防火対象物にあつては、昇降機等の機械装置により車両を駐車させる構造のものを除く。）の地階又は無窓階で、床面積が 1,000 平方メートル以上のものであること。

イ 主要構造部が、耐火構造であること。

ウ 吹抜きとなっている部分、階段の部分、昇降機の昇降路の部分、ダクトスペースの部分その他これらに類する部分については、当該部分とその他の部分（直接外気に開放されている廊下、バルコニーその他これらに類する部分を除く。）とが準耐火構造の床若しくは壁又は防火設備で区画されていること。

エ スプリンクラー設備、水噴霧消火設備、泡消火設備（移動式のものを除く。）、不活性ガス消火設備（移動式のものを除く。）、ハロゲン化物消火設備（移動式のもの

を除く。)又は粉末消火設備(移動式のものを除く。)が令第12条、令第13条、令第14条、令第15条(第2号及び第3号を除く。)令第16条(第3号を除く。)、令第17条(第2号を除く。)若しくは令第18条(第2号を除く。)に定める技術上の基準に従い、又は当該技術上の基準の例により設置されていること。

(2) 加圧防排煙設備の設置及び維持に関する技術上の基準は、次のとおりとする。

ア 加圧防排煙設備には、手動起動装置を設けること。

イ 加圧防排煙設備の排煙口、排煙用の風道その他煙に接する部分は、煙の熱及び成分によりその機能に支障を生ずるおそれのない材料で造ること。

ウ 加圧防排煙設備には、非常電源を附置すること。

(3) 加圧防排煙設備は、消防庁長官が定める設置及び維持に関する技術上の基準に適合しなければならない。

3 告示制定内容

(1) 加圧式消火活動拠点、隣接室及び遮煙開口部の定義を定めること。

(2) 設置及び維持に関する技術上の基準について、以下のように定めること。

ア 排煙口は、消防法施行規則(昭和36年自治省令第6号。以下「規則」という。)第30条第1号(イを除く。)の規定の例によるほか、排煙口は、次の(ア)から(ウ)までに掲げる場所以外の場所に、間仕切壁、天井面から30センチメートル以上下方に突出した垂れ壁その他これらと同等以上の煙の流動を妨げる効力のあるもので、不燃材料で造り、又は覆われたものによつて、区画された部分(以下「防煙区画」という。)ごとに、一以上を設けること

(ア) 次のaからeまでに掲げる部分であつて、床面積が500平方メートル以下であるもの。

a 加圧式消火活動拠点

b 階段、廊下、通路その他これらに類する

c 浴室、便所その他これらに類する場所

d エレベーターの機械室、機械換気設備の機械室その他これらに類する室

e エレベーターの昇降路、リネンシュート、パイプダクトその他これらに類するもの

(イ) 準耐火構造の壁及び床で区画された室で、次に該当するもの

a 壁及び天井（天井のない場合にあっては、屋根）の室内に面する部分（回り縁、窓台その他これらに類する部分を除く。）の仕上げを準不燃材料でしたものであること。

b 開口部には、防火設備である防火戸で、随時開くことができる自動閉鎖装置付きのもの、常時閉鎖状態にあるもの又は随時閉鎖することができ、かつ、煙感知器の作動と連動して閉鎖するものを設けたものであること。

c 床面積が、100 平方メートル以下であること。

（ウ）各部分から隣接する一の室（以下「排煙室」という。）に設置された一の排煙口までの水平距離が 30 メートル以下である室で、次のイからハまでに該当するもの

a 壁（排煙室に面する部分を除く。）及び床は、準耐火構造であること。

b 排煙室に面する開口部以外の開口部には、防火設備である防火戸で、随時開くことができる自動閉鎖装置付きのもの、常時閉鎖状態にあるもの又は随時閉鎖することができ、かつ、煙感知器の作動と連動して閉鎖するものを設けたものであること。

c 床面積が、100 平方メートル以下であること。

イ 排煙用の風道は、次に定めるところによること。

（ア）規則第 30 条第 3 号（ホ（二）を除く。）の規定は、排煙用の風道について準用する。

（イ）自動閉鎖装置を設けたダンパーを設置しないこと。ただし、自動閉鎖装置を設けたダンパーが設置されていない風道に接続された排煙口を有する防煙区画に設置された当該排煙口以外の排煙口に接続されているもの又は直接外気に接する排煙口を有する防煙区画に設置された排煙口に接続されているものにあつては、この限りでない。

ウ 排煙機は、規則第 30 条第 5 号の規定の例によること。

エ 排煙性能は次に定めるところによること。

（ア）排煙機により排煙する防煙区画にあつては、当該排煙機の排煙性能は、防煙区画の床面積の区分に応じ、一定の性能を有すること。

（イ）直接外気に接する排煙口から排煙する防煙区画にあつては、当該排煙口の面積の合計は、防煙区画の床面積の区分に応じ、一定の面積以上であること。

オ 加圧式消火活動拠点は、次に定めるところによること。

（ア）防火対象物の階ごとに、その階の各部分から一の遮煙開口部までの水平距離が 50

メートル以下となるように設けること。

(イ) 床面積が 10 平方メートル以上で、かつ、消火活動上支障のない形状であること。

(ウ) 外周のうち一の防火区画に接する部分の長さが当該外周の長さの 2 分の 1 以下であること。

(エ) 避難、通行及び運搬以外の用途に供しないこと。

(オ) 次に適合する耐火構造の壁及び床で区画すること。

a 隣接室に面する壁にあつては、式により求めた壁の火災時予測上昇温度が 100 度以上とならないよう措置されていること。

b 遮煙開口部には、特定防火設備である防火戸で、式により求めた特定防火設備である防火戸の火災時予測上昇温度が 100 度以上とならないよう措置されたものを設けたものであること。

c 式により求めた内部における火災時予測上昇温度が 10 度以上とならないよう措置されていること。

(カ) 出入口の設けられた戸を開放するための力が 100 ニュートン以上を超えないための措置を講じること。

(キ) 防火対象物の防災センター、中央管理室、守衛室その他これらに類する場所（常時人がいる場所に限る。）と通話することができる装置を設けること。

カ 給気口は、規則第 30 条第 2 号（イ及びハを除く。）の規定の例によるほか、次に定めるところによること。

(ア) 加圧式消火活動拠点ごとに、一以上を設けること。

(イ) 給気用の風道に接続されていること。

キ 給気用の風道は、規則第 30 条第 3 号（ホ(ハ)及び(ニ)を除く。）の規定の例によるほか、自動閉鎖装置を設けたダンパーを設置しないこと。

ク 給気機は、規則第 30 条第 5 号の規定の例によるほか、次に定めるところによること。

(ア) 火災により発生した煙を取り込むおそれのない位置に設けること。

(イ) 給気機の給気性能は、一の遮煙開口部の開口幅を 40 センチメートルとした場合における当該遮煙開口部の通過風速を、隣接室の区分に応じそれぞれ式によって計算した必要通過風速に維持しうる量の空気を供給する性能以上であること。

ケ 空気逃がし口は、次に定めるところによること。

(ア) 給気口の開放に伴い、開放するよう設けること。

(イ) 隣接室又一般室に設けること。

(ウ) 常時外気に開放されている風道（断熱、可燃物との隔離等の措置が講じられたものに限る。）に接続され、又は直接外気に接していること。

(エ) (ア)の規定により開放された場合を除き閉鎖状態を保持すること。ただし、当該空気逃し口に直結する風道が、他の排煙口その他これに類するものに直結する風道と接続しない場合にあつては、この限りでない。

(オ) 不燃材料で造られていること。

(カ) 開口面積が、式で求める必要開口面積以上であること。ただし、必要開口面積の値が零以下となる場合は、この限りでない。

コ 起動装置は、次に定めるところによること。

(ア) 排煙口の手動起動装置は、規則第 30 条第 4 号イの規定を準用するほか、排煙機により排煙する防煙区画にあつては、排煙口の開放に伴い、排煙機が自動的に作動するよう設けること。

(イ) 給気口の手動起動装置は、規則第 30 条第 4 号イの規定を準用するほか、給気口の開放に伴い、給気機が自動的に作動するよう設けること。

(ウ) 排煙口の自動起動装置を設ける場合にあつては、規則第 30 条第 4 号ロ(イ)の規定を準用するほか、排煙機により排煙する防煙区画にあつては、排煙口の開放に伴い、排煙機が自動的に作動するよう設けること。

サ 電源は、規則第 24 条第 3 号の規定の例により設けること。

シ 非常電源は、規則第 12 条第 1 項第 4 号の規定の例により設けること。

ス 操作回路の配線は、規則第 12 条第 1 項第五号の規定の例により設けること。

セ 規則第 12 条第 1 項第 8 号の規定は、加圧防排煙設備について準用する。

ソ 排煙用の風道、給気用の風道、空気逃し口に直結する風道、排煙機、給気機及び非常電源には、規則第 12 条第 1 項第 9 号に規定する措置を講ずること。

4 施行期日

省令：公布の日から施行する。

告示：公布の日から施行する。

○総務省令第 号

消防法施行令（昭和三十六年政令第三十七号）第二十九条の四第一項の規定に基づき、排煙設備に代えて用いることができる必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令を次のように定める。

平成二十一年 月 日

総務大臣 鳩山 邦夫

排煙設備に代えて用いることができる必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令

（趣旨）

第一条 この省令は、消防法施行令（昭和三十六年政令第三十七号。以下「令」という。）第二十九条の四第一項の規定に基づき、排煙設備に代えて用いることができる必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等（同項に規定するものをいう。次条において同じ。）に関し必要な事項を定めるものとする。

（排煙設備に代えて用いることができる加圧防排煙設備）

第二条 次の各号に適合する防火対象物又はその部分において、令第二十八条の規定により設置し、及び維持しなければならない排煙設備に代えて用いることができる必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等は、加圧防排煙設備（消防隊による活動を支援するために、火災が発生した場合に生ずる煙を有効に排除し、かつ、給気により加圧することによって、当該活動の拠点となる室への煙の侵入を防ぐことのできる設備であつて、排煙口、給気口、給気機等により構成されるものをいう。以下同じ。）とする。

一 令別表第一(四)項又は(五)項イに掲げる防火対象物（同表(五)項イに掲げる防火対象物にあつては、昇降機等の機械装置により車両を駐車させる構造のものを除く。）の地階又は無窓階で、床面積が千平方メートル以上のものであること。

二 主要構造部（建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号。以下「法」という。）第二条第五号に規定する主要構造部をいう。）が、耐火構造（同条第七号に規定する耐火構造をいう。）であること。

三 吹抜きとなっている部分、階段の部分、昇降機の昇降路の部分、ダクトスペースの部分その他これら

に類する部分については、当該部分とその他の部分（直接外気に開放されている廊下、バルコニーその他これらに類する部分を除く。）とが準耐火構造（法第二条第七号の二に規定する準耐火構造をいう。）の床若しくは壁又は防火設備（同条第九号の二に規定する防火設備をいう。）で区画されていること。

四 スプリンクラー設備、水噴霧消火設備、泡消火設備（移動式のものを除く。）、不活性ガス消火設備（移動式のものを除く。）、ハロゲン化物消火設備（移動式のものを除く。）、又は粉末消火設備（移動式のものを除く。）が令第十二条、令第十三条、令第十四条、令第十五条（第二号及び第三号を除く。）、令第十六条（第三号を除く。）、令第十七条（第二号を除く。）、若しくは令第十八条（第二号を除く。）に定める技術上の基準に従い、又は当該技術上の基準の例により設置されていること。

2 前項に定める加圧防排煙設備の設置及び維持に関する技術上の基準は、次のとおりとする。

一 加圧防排煙設備には、手動起動装置を設けること。

二 加圧防排煙設備の排煙口、排煙用の風道その他煙に接する部分は、煙の熱及び成分によりその機能に支障を生ずるおそれのない材料で造ること。

三 加圧防排煙設備には、非常電源を附置すること。

3 前項に定めるもののほか、加圧防排煙設備は、消防庁長官が定める設置及び維持に関する技術上の基準に適合するものでなければならぬ。

附 則

この省令は、公布の日から施行する。

○消防庁告示第 号

排煙設備に代えて用いることができる必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令（平成二十一年総務省令第 号）第二条第三項の規定に基づき、加圧防排煙設備の設置及び維持に関する技術上の基準を次のとおり定める。

平成二十一年 月 日

消防庁長官 岡本 保

加圧防排煙設備の設置及び維持に関する技術上の基準

第一 趣旨

この告示は、排煙設備に代えて用いることができる必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令（平成二十一年総務省令第 号）第二条第三項に規定する加圧防排煙設備の設置及び維持に関する技術上の基準を定めるものとする。

第二 用語の意義

この基準において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 加圧式消火活動拠点 建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第二百二十三条及び第二百二十四条に規定する避難階段の階段室（当該階段が壁、床又は防火設備（建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第二条第九号の二に規定する防火設備をいう。第三第一号（一）ロ及び（三）ロにおいて同じ。）等で区画されていない場合にあつては当該階段）と連絡する室、建築基準法施行令第二百二十三条及び第二百二十四条に規定する特別避難階段の付室その他これらに類する室で、給気により加圧し、火災によって発生する熱や煙の影響を受けないよう措置されたものをいう。

二 隣接室 加圧式消火活動拠点と連絡する室のうち階段室以外のものをいう。

三 遮煙開口部 加圧式消火活動拠点と隣接室を連絡する開口部をいう。

第三 設置及び維持に関する技術上の基準

加圧防排煙設備は、次の各号に定めるところにより設置し、及び維持するものとする。

一 排煙口は、消防法施行規則（昭和三十六年自治省令第六号。以下「規則」という。）第三十条第一号（イを除く。）の規定の例によるほか、次の（一）から（三）までに掲げる場所以外の場所に、間仕切壁、天井面から三十センチメートル以上下方に突出した垂れ壁その他これらと同等以上の煙の流動を妨げる効力

のあるもので、不燃材料で造り、又は覆われたものによつて、区画された部分（以下「防煙区画」という。）ごとに、一以上を設けること。

（ハ）次のイからホまでに掲げる部分であつて、床面積が五百平方メートル以下であるもの

イ 加圧式消火活動拠点

ロ 階段、廊下、通路その他これらに類する場所

ハ 浴室、便所その他これらに類する場所

ニ エレベーターの機械室、機械換気設備の機械室その他これらに類する室

ホ エレベーターの昇降路、リネンシュート、パイプダクトその他これらに類するもの

（ニ）準耐火構造（建築基準法第二条第七号の二に規定する準耐火構造をいう。以下同じ。）の壁及び床で区画された室で、次のイからハまでに該当するもの

イ 壁及び天井（天井のない場合にあつては、屋根）の室内に面する部分（回り縁、窓台その他これらに類する部分を除く。）の仕上げを準不燃材料（建築基準法施行令第一条第五号に規定する準不燃材料をいう。）でしたものであること。

ロ 開口部には、防火設備である防火戸で、随時開くことができる自動閉鎖装置付きのもの、常時閉鎖状態にあるもの又は随時閉鎖することができ、かつ、煙感知器の作動と連動して閉鎖するものを設けたものであること。

ハ 床面積が、百平方メートル以下であること。

(三) 各部分から隣接する一の室（イ及びロにおいて「排煙室」という。）に設置された一の排煙口までの水平距離が三十メートル以下である室で、次のイからハまでに該当するもの
イ 壁（排煙室に面する部分を除く。）及び床は、準耐火構造であること。

ロ 排煙室に面する開口部以外の開口部には、防火設備である防火戸で、随時開くことができる自動閉鎖装置付きのもの、常時閉鎖状態にあるもの又は随時閉鎖することができ、かつ、煙感知器の作動と連動して閉鎖するものを設けたものであること。

ハ 床面積が、百平方メートル以下であること。

二 排煙用の風道は、次に定めるところによること。

(一) 規則第三十条第三号（ホ(二)を除く。）の規定は、排煙用の風道について準用する。この場合におい

て、同号イ中「排煙上又は給気上」とあるのは「排煙上」と、同号ロ中「排煙機又は給気機」とあるのは「排煙機」と読み替えるものとする。

(二) 自動閉鎖装置を設けたダンパーを設置しないこと。ただし、自動閉鎖装置を設けたダンパーが設置されていない風道に接続された排煙口を有する防煙区画に設置された当該排煙口以外の排煙口に接続されているもの又は直接外気に接する排煙口を有する防煙区画に設置された排煙口に接続されているものにあつては、この限りでない。

三 排煙機は、規則第三十条第五号の規定の例によること。

四 排煙性能は、次に定めるところによること。

(一) 排煙機により排煙する防煙区画にあつては、当該排煙機の排煙性能は、次の表の上欄に掲げる防煙区画の床面積の区分に応じ、同表の下欄に掲げる性能以上であること。

防煙区画の床面積	性能
二百五十平方メートル未満	当該防煙区画の床面積に一立方メートル毎分を乗じて得た量の空気を排出する性能

二百五十平方メートル以上七百五十平方メートル未満	二百五十立方メートル毎分の空気を排出する性能
七百五十平方メートル以上	当該防煙区画の床面積に三分の一立方メートル毎分を乗じて得た量の空気を排出する性能

(二) 直接外気に接する排煙口から排煙する防煙区画にあつては、当該排煙口の面積の合計は、防煙区画の床面積の区分に応じ、それぞれ次に掲げる表の式によつて計算した面積以上であること。

防煙区画の床面積	面積（単位 平方メートル）
五百平方メートル未満	$\frac{A}{100\sqrt{H}}$
五百平方メートル以上七百五十平方メートル未満	$\frac{5}{\sqrt{H}}$
七百五十平方メートル以上	$\frac{A}{150\sqrt{H}}$

この表においてA及びHはそれぞれ次の数値を表すものとする。

A 当該防煙区画の床面積（単位 平方メートル）

H 排煙口の設置高さ（単位 メートル）

五 加圧式消火活動拠点は、次に定めるところによること。

(一) 防火対象物の階ごとに、その階の各部分から一の遮煙開口部までの水平距離が五十メートル以下となるように設けること。

(二) 床面積が十平方メートル以上で、かつ、消火活動上支障のない形状であること。

(三) 外周のうち一の防火区画に接する部分の長さが当該外周の長さの二分の一以下であること。

(四) 避難、通行及び運搬以外の用途に供しないこと。

(五) 次に適合する耐火構造（建築基準法第二条第七号に規定する耐火構造をいう。）の壁及び床で区画すること。

イ 隣接室に面する壁にあつては、次の式により求めた壁の火災時予測上昇温度が百度以上とならないよう措置されていること。

$$\Delta T_w = 36 \times \Delta T_{f2}^3 \div (D^2 \times C_p)$$

ΔT_w は、壁の火災時予測上昇温度（単位 度）

D は、隣接室に面する部分の厚さ（単位 メートル）

C_p は、遮熱特性係数

ΔT_f は、隣接室の区分に応じ、それぞれ次に掲げる表の式によって計算した数値（単位 度）

隣接室の区分		上昇温度
火災の発生のおそれの少ない室	準耐火構造の壁若しくは床又は建築基準法施行令（建築基準法施行令第二百二十九条第一項に規定する特定防火設備である	$\Delta T_f = \min (17 \times A_c \times \sqrt{H_c} \times (830000 / A_{f1}) \div A_{f2}, 830000 / A_{f1}, 925)$

条の二第二項に防火戸（以下「特定防火規定する火災の設備である防火戸」とい 発生のおそれのう。）で区画されたもの	
少ないものとして国土交通大臣が定める室をいう。以下同じ。 ）	$\Delta T_f = \min (830000 / (A_{f1} + A_{f2}), 925)$
その他の室	$\Delta T_f = \min (830000 / A_{f2}, 925)$
この表において、A_c、H_c、A_{f1}及びA_{f2}は、それぞれ次の数値を表すものとする。 A_c 隣接室と隣接室に連絡する室のうち加圧式消火活動拠点以外のもの（以下「一般室」とい	

う。)を連絡する開口部の開口面積(単位 平方メートル)

Hc 隣接室と一般室を連絡する開口部の高さ(単位 メートル)

Af₁ 一般室の床面積(単位 平方メートル)

Af₂ 隣接室の床面積(単位 平方メートル)

ロ 遮煙開口部には、特定防火設備である防火戸で、次の式により求めた特定防火設備である防火戸

の火災時予測上昇温度が百度以上とならないよう措置されたものを設けたものであること。

$$\Delta T_d = 50 \times \Delta T_f \div \left(\sum_{n=1}^N R_n + 50 \right)$$

ΔT_d は、特定防火設備である防火戸の火災時予測上昇温度(単位 度)

N は、特定防火設備である防火戸を構成する材料の数

R_n は、次の式により求める特定防火設備を構成する材料ごとの熱抵抗

$$R_n = d \div \lambda$$

d は、特定防火設備である防火戸を構成する材料の厚さ(単位 メートル)

λは、特定防火設備である防火戸を構成する材料の熱伝導率（単位 キロワット毎メートル毎度）

Δ Tf は、隣接室の区分に応じ、それぞれ次に掲げる表の式によって計算した数値（単位 度）

隣接室の区分		上昇温度
火災の発生のおそれの少ない室	準耐火構造の壁若しくは床又は特定防火設備である防火戸で区画されたものの	$\Delta T_f = \min (17 \times A_c \times \sqrt{H_c} \times (830000 / A_{f1}) + A_{f2}, 830000 / A_{f1}, 925)$
	その他のもの	$\Delta T_f = \min (830000 / (A_{f1} + A_{f2}), 925)$

その他の室	
$\Delta T_f = \min (830000 / A_{f2}, 925)$	
この表において、 A_c 、 H_c 、 A_{f1} 及び A_{f2} は、それぞれ次の数値を表すものとする。	
A_c	隣接室と一般室を連絡する開口部の開口面積（単位 平方メートル）
H_c	隣接室と一般室を連絡する開口部の高さ（単位 メートル）
A_{f1}	一般室の床面積（単位 平方メートル）
A_{f2}	隣接室の床面積（単位 平方メートル）

ハ 次の式により求めた内部における火災時予測上昇温度が十度以上とならないよう措置されていること。

$$\Delta T_a = 60 \times (\Delta T_w \times A_w + \Delta T_d \times A_d) \div V$$

ΔT_a は、加圧式消火活動拠点内部の火災時予測上昇温度（単位 度）

ΔT_w は、イにより求めた壁の火災時予測上昇温度（単位 度）

A_w は、隣接室に面する壁の見付面積（単位 平方メートル）

ΔT_d は、ロにより求めた特定防火設備である防火戸の火災時予測上昇温度（単位 度）

A_d は、隣接室に面する特定防火設備である防火戸の見付面積（単位 平方メートル）

V は、給気機から給気される一時間当たりの空気の量（単位 立方メートル毎時）

(六) 出入口に設けられた戸を開放するための力が百ニュートンを超えないための措置を講じること。

(七) 防火対象物の防災センター（規則第十二条第一項第八号に規定する防災センターをいう。）、中央管理室（建築基準法施行令第二十条の二第二号に規定する中央管理室をいう。）、守衛室その他これらに類する場所（常時人がいる場所に限る。）と通話することができる装置を設けること。

六 給気口は、規則第三十条第二号（イ及びハを除く。）の規定の例によるほか、次に定めるところによること。

(一) 加圧式消火活動拠点ごとに、一以上を設けること。

(二) 給気用の風道に接続されていること。

七 給気用の風道は、規則第三十条第三号（ホ（ハ）及び（ニ）を除く。）の規定の例によるほか、自動閉鎖装置

を設けたダンパーを設置しないこと。この場合において、同号イ中「排煙上又は給気上」とあるのは「給気上」と、同号ロ中「排煙機又は給気機」とあるのは「給気機」と読み替えるものとする。

八 給気機は、規則第三十条第五号の規定の例によるほか、次に定めるところによること。

(一) 火災により発生した煙を取り込むおそれのない位置に設けること。

(二) 給気機の給気性能は、一の遮煙開口部の開口幅を四十センチメートルとした場合における当該遮煙開口部の通過風速を、隣接室の区分に応じそれぞれ次に掲げる表の式によって計算した必要通過風速に維持しうる量の空気を供給する性能以上であること。

隣接室の区分	必要通過風速（単位　メートル毎秒）
火災の発生のお 準耐火構造の壁若しくは 床又は特定防火設備であ る防火戸で区画されたも の 火災の発生のお 準耐火構造の壁若しくは 床又は特定防火設備であ る防火戸で区画されたも の	$2.7\sqrt{h}$

その他のもの	
その他の室	$3.3\sqrt{h}$
その他の室	$3.8\sqrt{h}$

この表において、 h は、遮煙開口部の開口高さ（単位メートル）を表すものとする。

九 空気逃し口は、次に定めるところによること。

- (一) 給気口の開放に伴い、開放するよう設けること。
- (二) 隣接室又は一般室に設けること。
- (三) 常時外気に開放されている風道（断熱、可燃物との隔離等の措置が講じられたものに限る。）に接続され、又は直接外気に接していること。
- (四) (一)の規定により開放された場合を除き閉鎖状態を保持すること。ただし、当該空気逃し口に直結する風道が、他の排煙口その他これに類するものに直結する風道と接続しない場合にあつては、この限

りでない。

(五) 不燃材料で造られていること。

(六) 開口面積が、次の式で求める必要開口面積以上であること。ただし、必要開口面積の値が零以下となる場合は、この限りでない。

$$A_p = (Vh - V_e) / 7$$

A_p は、必要開口面積（単位 平方メートル）

V は、遮煙開口部の通過風速（単位 メートル毎秒）

h は、遮煙開口部の開口高さ（単位 メートル）

V_e は、空気逃し口の存する室に設けられた排煙口（給気口の開放に伴い、自動的に開放するものに限る。）に接続された排煙用の風道に直結する排煙機の排煙能力（単位 立方メートル毎秒）

十 起動装置は、次に定めるところによること。

(一) 排煙口の手動起動装置は、規則第三十条第四号イの規定の例によるほか、排煙機により排煙する防煙区画にあつては、排煙口の開放に伴い、排煙機が自動的に作動するように設けること。この場合にお

いて、同号イ(イ)中「一の防煙区画ごと」とあるのは「防災センター等及び一の防煙区画ごと」と、同号イ(ニ)中「排煙設備の起動装置」とあるのは「排煙口の手動起動装置」と読み替えるものとする。

(ニ) 給気口の手動起動装置は、規則第三十条第四号イの規定の例によるほか、給気口の開放に伴い、給気機が自動的に作動するように設けること。この場合において、同号イ(イ)中「一の防煙区画ごと」とあるのは「防災センター等及び一の加圧式消火活動拠点ごと」と、同号イ(ロ)中「防煙区画」とあるのは「加圧式消火活動拠点」と、同号イ(ニ)中「排煙設備の起動装置」とあるのは「給気口の手動起動装置」と読み替えるものとする。

(三) 排煙口の自動起動装置を設ける場合にあつては、規則第三十条第四号ロ(イ)の規定の例によるほか、排煙機により排煙する防煙区画にあつては、排煙口の開放に伴い、排煙機が自動的に作動するように設けること。この場合において、同号ロ(イ)中「起動」とあるのは「排煙口が開放」と読み替えるものとする。

十一 電源は、規則第二十四条第三号の規定の例により設けること。

十二 非常電源は、規則第十二条第一項第四号の規定の例により設けること。

十三 操作回路の配線は、規則第十二条第一項第五号の規定の例により設けること。

十四 規則第十二条第一項第八号の規定は、加圧防排煙設備について準用する。

十五 排煙用の風道、給気用の風道、空気逃し口に直結する風道、排煙機、給気機及び非常電源には、規則第十二条第一項第九号に規定する措置を講ずること。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。